

生協ふたば診療所 運営規程

(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)

(事業の目的)

第1条 栃木保健医療生活協同組合（以下「事業者」という。）が設置する生協ふたば診療所訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（以下「事業所」という）において実施する適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、本事業所の理学療法士・作業療法士等が、要介護・要支援状態にあり、医師が訪問リハビリテーションの必要を認めた利用者に対し、適正な訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所においては理学療法士・作業療法士等は、要介護・要支援状態の利用者の心身の特性を踏まえて可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営む事ができるよう、居宅において理学療法、作業療法等必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図るものとする。
- 2 事業の実施に当っては、利用者の所在する市、地域の居宅介護支援事業者、保健・医療・福祉サービスを提供するものとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 5 訪問リハビリテーション等の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「宇都宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年宇都宮市条例第5号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第3者への委託は行わないものとする。

(事業の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 生協ふたば診療所
- (2) 所在地 栃木県宇都宮市双葉1丁目13-56

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 本事業所における従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種	員数	職務内容
管理者	1名	管理者は、事業所の従事者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
理学療法士 ・ 作業療法士等	常勤 1名以上	理学療法士等は、訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき、訪問リハビリテーション等の提供に当たる。
事務職員	1名以上	必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、栃木保健医療生活協同組合の就業規則に準ずるものとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日とする。ただし国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休業とし、栃木保健医療生活協同組合の勤務形態が変更になった場合もこれに準ずるものとする。
- (2) 営業時間は、8時30分から17時15分までとする。

(内容)

第7条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 理学療法、作業療法または事業所の医師が認めるリハビリテーション
- (2) その他

2 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、計画的な医学的管理を行っている主治医の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、利用者の希望、リハビリテーションの目標及び方針、健康状態、リハビリテーション実施上の留意点、リハビリテーション終了の目安・時期等を記載した訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画書を作成するとともに、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。

3 理学療法士又は作業療法士等は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

(利用料等)

第8条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 その他、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものについては実費を徴収する。

3 通常の業務の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。

4 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

5 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

6 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の業務の実施地域)

第9条 通常の業務の実施地域は宇都宮市内の事業所から片道6km以内とし、状況に応じて近隣市町村も実施する。

(衛生管理など)

第10条 理学療法士又は作業療法士等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、訪問リハビリテーション等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の所在する市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者、主治医等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者が、サービスの提供に伴って、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

第12条 管理者は、提供した訪問リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係従事者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（以下委員会）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止するための従業者に対する指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務展開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業者は、理学療法士、作業療法士等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおりに設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な訪問リハビリテーション等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業者は、訪問リハビリテーション等に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、栃木保健医療生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

この規定は、令和5年6月1日から施行する。

この規定は、令和6年10月1日から施行する。